

## 【基本方針5】

### 【教員をめぐる現状と課題】

#### ○ 教員の年齢構成の不均衡

小学校の教員は、今後10年間で教員のおよそ半数が退職する見込みです。そのため、経験の少ない教員の増加、校長、教頭といった管理職候補者の減少などの課題が生じます。また、同様の傾向は、中学校、府立高校、府立支援学校でも見られます。

#### ○ 教員の資質の向上

経験の少ない教員の増加に備え、教育センターにおいて、これまでの教職員研修に加え、「カリキュラムNAV iプラザ」<sup>\*36</sup>を開設するなど、授業力の向上等に向けた支援を行っています。

また、教員のキャリアアップや資質向上を図るため、人事異動等を通じた積極的な取組みを推進してきました。

最新の知識技能を修得させるため、現職教員に大学等での講習の受講・修了を義務付ける教員免許更新制<sup>\*37</sup>が導入されます。

今後の大量退職、大量採用を踏まえ、さらなる教員の資質向上に取り組む必要があります。

#### ○ 教員の大量採用

教員の大量退職に伴い、平成14年度以降、採用数が大幅に増加しており、その結果、特に小学校においては、平成18年度以降、採用倍率が3倍を下回っています。また、多様な経験や即戦力となる人材を確保するため、平成15年度採用試験以降、社会人や現職教諭を対象とした選考を導入し、平成20年度採用試験においても、常勤講師経験者等の特別選考を新設したところです。

また、平成20年度からは、小・中学校の教員を志す学生を対象とした「大阪教志セミナー」<sup>\*38</sup>を実施しています。

#### ○ 「がんばっている」教員への応援

平成14年度から評価・育成システム<sup>\*39</sup>を試験的に実施し、その後、制度の改善を図りながら、平成16年度から本格実施しています。

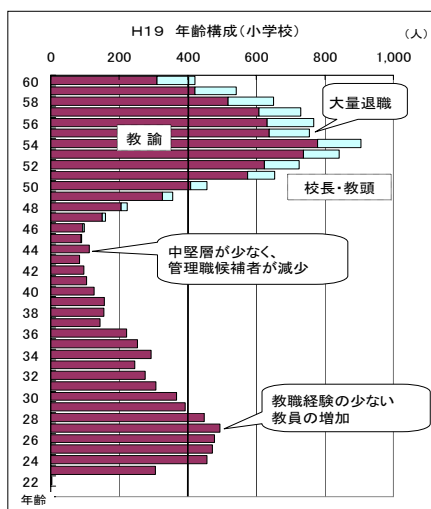
さらに平成19年度からは、全国に先駆けて、本システムによる前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しています。

今後とも、「がんばっている教員」に対し評価を的確に反映し、信頼性・納得性の高い制度とするため常に改善・充実を図る必要があります。

#### ○ 指導が不適切な教員への対応

平成13年7月に「教員の資質に関する諮問委員会」を設置するなど、指導が不適切な教員に対する様々な取組みを進めてきました。

あわせて、教育公務員特例法の改正（平成20年4月施行）により、指導が不適切な教員に対して分限免職が適用されるなど、制度としての人事管理が厳格化されました。



## 【基本方針5】

### 教員の力を高めるとともに、指導が不適切な教員を現場からはずします

大量退職、大量採用により教員の多くが入れ替わる中、熱意ある人材を確保するとともに、評価・育成システムを有効に活用しながら、すべての教員の力を最大限に引き出す仕組みづくりを進めます。一方で、指導・研修を行ってもなお指導が不適切な教員に対しては、分限免職<sup>\*40</sup>などを実施します。

## （重点項目16） 授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成

- ◇ 学力をはじめとした大阪の教育課題に対応するため、**教員の授業力を向上**します。
- ◇ 日常の教育活動における**OJT<sup>\*41</sup>や校内研修の体制づくり**を充実します。
- ◇ 府内に**ランチを設置**するなど、**教育センターのカリキュラムセンター機能**を強化し、教員の自主的な研修や教職経験の少ない教員に対する支援を行います。
- ◇ 教員の適性に配慮した適材適所の配置や積極的な校種間・公私間等の**人事交流**により、**教員の資質向上**を図ります。

## （重点項目17） 将来、管理職となる教員の養成

- ◇ 若い年齢層に対して**早い時期から**将来の管理職候補者として、**管理職に必要な資質とスキル**を育成するとともに、**キャリアステージに応じた研修制度の再構築**を行います。
- ◇ **民間人、退職校長や行政経験者からの管理職への登用**を計画的に実施します。
- ◇ **若手教員から校長に抜擢する道**を開きます。

## （重点項目18） 熱意ある優秀な教員の確保

- ◇ 教員採用選考について、**意欲的な学生を教員採用試験に結びつける工夫を重ねる**ことなどにより、熱意ある優秀な教員を確保します。

## （重点項目19） 「がんばっている」教員への応援

- ◇ 教育活動に意欲的に取り組み、他の教員の模範となるような、いわゆる「がんばっている」教員がさらに意欲的に教育活動に取り組めるよう、**評価・育成システムにおける評価結果の給与や人事への適切な反映及び研修制度の創設、優秀教職員表彰制度の充実**などにより応援します。

## （重点項目20） 指導が不適切な教員への対応

- ◇ 指導が不適切な教員に対しては、まず、**学校内での指導・研修を実施**し、そこでの効果が見られない場合には、校長や市町村教育委員会とも連携して、**現場からはずし、校外での指導改善研修を実施**します。
- ◇ 指導改善研修終了後においても、なお指導が不適切な教員に対しては、**分限免職**などを実施します。